

登校許可証明書

千葉県立市原八幡高等学校

年 組 番

氏 名

下記の疾患は軽快し、他への感染のおそれがないと思われますので、登校しても差し支えないことを認めます。

記

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ()	

出席停止判断期間 平成 年 月 日 ~ 月 日

平成 年 月 日より登校可能

平成 年 月 日

医療機関名

医師名